



# 栃木県公報

令和 8 (2026)年  
6 月26日 (金)  
号 外  
第 37 号

## 目 次

### 規 則

- 栃木県水と緑の南摩の里アクティビティエリアの一部の開設日を定める規則の制定…………… 1
- 栃木県水と緑の南摩の里設置及び管理条例施行規則の一部改正…………… 1

### 公 告

- 栃木県水と緑の南摩の里アクティビティエリアの利用料金の承認…………… 2

## 規 則

### 栃木県規則第33号

栃木県水と緑の南摩の里アクティビティエリアの一部の開設日を定める規則を次のように定める。

令和 8 年 6 月26日

栃木県知事 福 田 富 一

#### 栃木県水と緑の南摩の里アクティビティエリアの一部の開設日を定める規則

栃木県水と緑の南摩の里設置及び管理条例（令和 6 年栃木県条例第39号）附則第 2 項の規則で定める日は、栃木県水と緑の南摩の里アクティビティエリアのうちショートコースの利用に係る部分に限り、令和 8 年 7 月 22日とする。

### 栃木県規則第34号

栃木県水と緑の南摩の里設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 6 月26日

栃木県知事 福 田 富 一

#### 栃木県水と緑の南摩の里設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県水と緑の南摩の里設置及び管理条例施行規則（令和 7 年栃木県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
施 設 名	利 用 期 間	利 用 時 間	施 設 名	利 用 期 間	利 用 時 間
栃木県水と緑 の南摩の里ア クティビティ エリア	<u>1 月 4 日 から</u> <u>12 月 28 日 ま</u> <u>で。ただし、</u> <u>毎 週 水 曜 日</u> <u>（その日が国</u> <u>民の祝日に関</u> <u>する法律（昭</u> <u>和23年法律第</u> <u>178号）に規定</u> <u>する休日に当</u> <u>たるときは、</u> <u>その翌日。）</u> <u>を除く。</u>	<u>午前 9 時から</u> <u>午後 4 時30分</u> <u>まで</u>			
略			略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(自然環境課)

公 告

○栃木県水と緑の南摩の里アクティビティエリアの利用料金の承認

栃木県水と緑の南摩の里設置及び管理条例（令和6年栃木県条例第39号）第9条第2項の規定により令和8（2026）年7月22日以後の利用料金を承認したので、栃木県水と緑の南摩の里設置及び管理条例施行規則（令和7年栃木県規則第21号）第6条の規定により公告する。

令和8（2026）年6月26日

栃木県知事 福田 富一

栃木県水と緑の南摩の里アクティビティエリア・アクティビティ施設

利 用 区 分	単 位	基 準 額
ショートコースの利用	1人1回	5,000円

備考

ショートコースの利用とは、つり橋及びジップラインAを利用する場合をいう。

(自然環境課)